

国民健康保険に関する事務に係る  
 特定個人情報保護評価書（全項目評価書）（案）の修正内容について

【本市の要綱変更による修正】

該当ページ	旧	新
P61	<p>II 6 ①保管場所※                      &lt;堺市における保管場所&gt;                      1. 保管場所の態様                      堺市情報セキュリティ対策基準要綱第 9 条（サーバーの導入及び運用）に規定される「(1)サーバーは、火災、水害、ほこり、振動、温度、湿度等の影響を可能な限り排除した場所に設置しなければならない。」及び第 11 条（管理区域）に規定する「(1)水害対策及び確実な入退室管理を行うこと。」に基づき、以下の対策を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保管場所は堺市役所本館 9 階にある無窓の電算機室に設置している。</li> <li>・電算機室内のサーバー等は、落下しないようにベルトを掛け、又はビス止めするなど転倒及び落下防止等の耐震対策を行っている。</li> <li>・電算機室に火災報知器や消火設備等を設置するなどの防火措置を行っている。</li> <li>・電算機室に漏水センサーを設置するなどの防水措置を行っている。</li> <li>・電算機室から外部に通ずるドアは最小限とし、入口には監視カメラを設置している。</li> </ul> <p>2. 保管場所への立入制限・アクセス制限                      堺市情報セキュリティ対策基準要綱第 9 条（サーバーの導入及び運用）に規定する「(4)操作の権限を有しない者に容易に操作されることがないよう、サーバーに記録された情報の重要度に応じて設置場所への入室制限を行うなど適切な措置を講じなければならない。」に基づき、以下の対策を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・電算機室への入室は許可された者のみが</li> </ul>	<p>II 6 ①保管場所※                      &lt;堺市における保管場所&gt;                      1. 保管場所の態様                      堺市情報セキュリティ対策基準要綱 4-1(1)機器の取付け及び 4-2(1)管理区域の構造等に基づき、以下の対策を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保管場所は堺市役所本館 9 階にある無窓の情報システム室に設置している。</li> <li>・情報システム室内のサーバー等は、落下しないようにベルトを掛け、又はビス止めするなど転倒及び落下防止等の耐震対策を行っている。</li> <li>・情報システム室に火災報知器や消火設備等を設置するなどの防火措置を行っている。</li> <li>・情報システム室に漏水センサーを設置するなどの防水措置を行っている。</li> <li>・情報システム室から外部に通ずるドアは最小限とし、入口には監視カメラを設置している。</li> </ul> <p>2. 保管場所への立入制限・アクセス制限                      堺市情報セキュリティ対策基準要綱 4-2(2)に基づき、以下の対策を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・情報システム室への入室は許可された者のみが必要な区画のみに立ち入るように制限し、IC カードによる入退室管理を行っている。</li> <li>・入室者は、情報システム室に入室する場合、身分証明書等を携帯している。</li> <li>・あらかじめ入室許可を受けていないものが障害等の突発的対応によって情報システム室に入る場合は、同室への入室を許可された職員等が付き添うものとし、外見上職員等と区別できるようにしている。</li> </ul> <p>略</p>

国民健康保険に関する事務に係る  
 特定個人情報保護評価書（全項目評価書）（案）の修正内容について

該当ページ	旧	新
	<p>必要な区画のみに立ち入るように制限し、ICカードによる入退室管理を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・入室者は、電算機室に入室する場合、身分証明書等を携帯している。</li> <li>・あらかじめ入室許可を受けていないものが障害等の突発的対応によって電算機室に入る場合は、同室への入室を許可された職員等が付き添うものとし、外見上職員等と区別できるようにしている。</li> </ul> <p>略</p>	
P61	<p>Ⅱ 6 ③消去方法          &lt;堺市における措置&gt;          堺市情報セキュリティ対策基準要綱第8条（記録媒体の管理）に規定する「(5)不要となった記録媒体を廃棄する場合は、データ管理者の許可を得なければならない。この場合において、不要となった記録媒体については、当該媒体に含まれる情報をいかなる方法によっても復元することができないように消去等を行った上で、廃棄しなければならない。」及び「(6)重要な情報を記録した記録媒体の廃棄については、その重要度に応じて、日時、処理担当者及び処理内容を記録するなど適切な処理を行わなければならない。」に基づき、以下の対策を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・不要となった記録媒体を廃棄する場合は、データ管理者の許可を得ている。</li> <li>・記録媒体の初期化のみに留まらず、強磁気による情報破壊又は固定値若しくは乱数を書き込むなどの措置を行い、情報を復元できないように処置した上で廃棄している。</li> </ul> <p>略</p>	<p>Ⅱ 6 ③消去方法          &lt;堺市における措置&gt;          堺市情報セキュリティ対策基準要綱 2(2)⑩に基づき、以下の対策を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・不要となった記録媒体を廃棄する場合は、情報セキュリティ管理者の許可を得ている。</li> <li>・記録媒体は分解、粉碎、溶解、焼却、細断等、物理的に破壊し、確実に復元できないように処置した上で廃棄している。</li> </ul> <p>略</p>

国民健康保険に関する事務に係る  
 特定個人情報保護評価書（全項目評価書）（案）の修正内容について

該当ページ	旧	新
P81	<p>Ⅲ 3 リスク 2 ユーザ認証の管理 具体的な管理方法</p> <p>1. ユーザの認証方法</p> <p>堺市情報セキュリティ対策基準要綱第 13 条（職員等の責務）第 3 項に規定する「(9)操作を許可された者以外に端末機若しくはサーバーの操作方法を教示し、又は端末機若しくはサーバーの操作をさせないこと。」に基づき、以下の対策を行っている。</p> <p>略</p> <p>2. なりすましが行われなかったための対策</p> <p>堺市情報セキュリティ対策基準要綱第 13 条（職員の責務）第 4 項に規定する「(1) 他人に自己の保有する I D を使用させないこと。」「(2) 自己の保有するパスワードに関し、他に知られないよう適切な管理を行うこと。」「(3) パスワードは、十分な長さのもので第三者が想像しにくいものとする。」「(4) パスワードは、定期的に変更すること。」「(5) 端末機及びサーバにパスワードを記憶させないこと。」に基づき、以下の対策を行っている。</p> <p>略</p> <p>-職員等は、パスワードが流出したおそれがある場合には、電算管理者に速やかに報告し、パスワードを速やかに変更している。</p> <p>略</p>	<p>Ⅲ 3 リスク 2 ユーザ認証の管理 具体的な管理方法</p> <p>1. ユーザの認証方法</p> <p>堺市情報セキュリティ対策基準要綱第 6-2(1)、(4)及び(5)に基づき、以下の対策を行っている。</p> <p>略</p> <p>2. なりすましが行われなかったための対策</p> <p>堺市情報セキュリティ対策基準要綱第 5-4(2)及び(3)に基づき、以下の対策を行っている。</p> <p>略</p> <p>-職員等は、パスワードが流出したおそれがある場合には、情報システム管理者に速やかに報告し、パスワードを速やかに変更している。</p> <p>略</p>
P82	<p>Ⅲ 3 リスク 2 アクセス権限の発効・失効の管理 具体的な管理方法</p> <p>堺市情報セキュリティ対策基準要綱第 17 条（アクセス制御）第 1 項に規定する「(1)情報システムを利用する職員等について、情報システムごとに定められた方法に従い、その登録、変更、抹消等を行うこと」に基づき、以下の対策を行っている。</p>	<p>Ⅲ 3 リスク 2 アクセス権限の発効・失効の管理 具体的な管理方法</p> <p>堺市情報セキュリティ対策基準要綱 6-2(1)に基づき、以下の対策を行っている。</p> <p>略</p>

国民健康保険に関する事務に係る  
 特定個人情報保護評価書（全項目評価書）（案）の修正内容について

該当ページ	旧	新
	略	
P82	<p>Ⅲ 3 リスク 2 アクセス権限の管理 具体的な管理方法</p> <p>1. 堺市情報セキュリティ対策基準要綱第17条（アクセス制御）第1項に規定している「(3) 情報システムの管理に係る権限の付与は、必要最小限の者に限ることとし、厳重に管理すること。」に基づき、以下の対策を行っている。</p> <p>略</p>	<p>1. 堺市情報セキュリティ対策基準要綱 6-2(1)に基づき、以下の対策を行っている</p> <p>略</p>
P83	<p>Ⅲ 3 リスク 2 特定個人情報の使用の記録 具体的な方法</p> <p>1. 堺市情報セキュリティ対策基準要綱第16条（電子計算機及びネットワークの管理）第1項に規定する「(1)各種アクセス記録及び情報セキュリティの確保に必要な記録を取得し、不正なアクセス等に対処できるよう一定の期間保存し、及び記録の改ざん、窃取又は不正な削除の防止のために必要な措置を講ずること。」に基づき、以下の対策を行っている。</p> <p>略</p>	<p>Ⅲ 3 リスク 2 特定個人情報の使用の記録 具体的な方法</p> <p>1. 堺市情報セキュリティ対策基準要綱第6-1(8)に基づき、以下の対策を行っている。</p> <p>略</p>
P85	<p>Ⅲ 4 特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 具体的な制限方法</p> <p>業務従事者届等の提出時に、委託先と協議を行い適正な従事者数を定める。電算機室の入室に係るシステム管理部門への事前登録は、必要最低限の人数としている。閲覧・更新の操作ログを取得し、不正な使用がないことの確認ができるようにしている。</p> <p>略</p>	<p>Ⅲ 4 特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 具体的な制限方法</p> <p>業務従事者届等の提出時に、委託先と協議を行い適正な従事者数を定める。情報システム室の入室に係る ICT イノベーション推進室への事前登録は、必要最低限の人数としている。閲覧・更新の操作ログを取得し、不正な使用がないことの確認ができるようにしている。</p> <p>略</p>
P89	<p>Ⅲ 5 リスク 1 特定個人情報の提供・移転の記録 具体的な方法</p> <p>略</p> <p>&lt;庁外への情報の提供&gt;</p>	<p>Ⅲ 5 リスク 1 特定個人情報の提供・移転の記録 具体的な方法</p> <p>略</p> <p>&lt;庁外への情報の提供&gt;</p>

国民健康保険に関する事務に係る  
 特定個人情報保護評価書（全項目評価書）（案）の修正内容について

該当ページ	旧	新
	<p>・提供にあたっては、入室権限を厳格に管理している電算機室に設置されたサーバー室内に設置された端末で、事前に許可された者のみが、あらかじめ仕様で定めた操作を行う。操作にあたってはその作業の記録を取得している。</p> <p>略</p>	<p>・提供にあたっては、入室権限を厳格に管理している情報システム室内に設置された端末で、事前に許可された者のみが、あらかじめ仕様で定めた操作を行う。操作にあたってはその作業の記録を取得している。</p> <p>略</p>
P89	<p>Ⅲ 5 リスク1 特定個人情報の提供・移転に関するルール ルール内容及びルール遵守の確認方法</p> <p>略</p> <p>・特定個人情報の提供・移転に係るルール（規定類）の詳細については、今後公布される政省令等の内容を踏まえて策定することを予定している。</p> <p>略</p>	<p>Ⅲ 5 リスク1 特定個人情報の提供・移転に関するルール ルール内容及びルール遵守の確認方法</p> <p>略</p> <p>削除</p> <p>略</p>
P89	<p>Ⅲ 5 リスク1 その他の措置の内容</p> <p>・入室権限を厳格に管理している電算機室にサーバーを設置し、情報の持ち出しを制限している。</p> <p>・共通基盤システムにおいて、個人番号管理ファイルを扱うシステムへのアクセス権限を有する者を厳格に管理し、基本的に媒体接続は禁止しており、情報の持ち出しを制限している。</p> <p>略</p>	<p>Ⅲ 5 リスク1 その他の措置の内容</p> <p>・入室権限を厳格に管理している情報システム室にサーバーを設置し、情報の持ち出しを制限している。</p> <p>・共通基盤システムにおいて、特定個人情報ファイルを扱うシステムへのアクセス権限を有する者を厳格に管理し、基本的に媒体接続は禁止しており、情報の持ち出しを制限している。</p> <p>略</p>
P96	<p>Ⅲ 7 リスク1 ⑤ 具体的な対策の内容</p> <p>&lt;堺市における措置&gt;</p> <p>1. サーバー設置場所</p> <p>堺市情報セキュリティ対策基準要綱第9条（サーバーの導入及び運用）に規定する「(4)操作の権限を有しない者に容易に操作されることがないよう、サーバーに記録された情報の重要度に応じて設置場所への入</p>	<p>Ⅲ 7 リスク1 ⑤ 具体的な対策の内容</p> <p>&lt;堺市における措置&gt;</p> <p>1. サーバー設置場所</p> <p>堺市情報セキュリティ対策基準要綱第 4-2(1)及び 4-2(2)に基づき、以下の対策を行っている。</p> <p>・サーバーを設置する情報システム室から外部に通じるドアは最小限とし、IC カードにて立入を制限の上、監視カメラを設置して入退室を監視している。</p>

国民健康保険に関する事務に係る  
 特定個人情報保護評価書（全項目評価書）（案）の修正内容について

該当ページ	旧	新
	<p>室制限を行うなど適切な措置を講じなければならぬ。」及び第 11 条（管理区域）に規定する「(1)水害対策及び確実な入退室管理を行うこと。」に基づき、以下の対策を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・サーバーを設置する電算機室から外部に通じるドアは最小限とし、IC カードにて立入を制限の上、監視カメラを設置して入退室を監視している。</li> </ul> <p>2. 端末設置場所</p> <p>堺市情報セキュリティ対策基準要綱第 10 条（端末機及びサーバーの管理）第 1 項に規定する「システム利用責任者は、執務室等に職員等がいない場合における当該執務室等の施錠等の徹底、端末機、サーバー等の固定その他情報資産の盗難防止のための措置を講じなければならぬ。」に基づき、以下の対策を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・職員等は、パソコン等の端末について、第三者に使用されること又は電算管理者の許可なく情報を閲覧されることがないように、離席時の端末のロック等、適切な措置を講じている。</li> </ul> <p>略</p>	<p>2. 端末設置場所</p> <p>堺市情報セキュリティ対策基準要綱 4-4①及び 5-1⑩に基づき、以下の対策を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・職員等は、パソコン等の端末について、第三者に使用されること又は情報セキュリティ管理者の許可なく情報を閲覧されることがないように、離席時の端末のロック等、適切な措置を講じている。</li> </ul> <p>略</p>
P96	<p>Ⅲ 7 リスク 1 ⑤ 具体的な対策の内容</p> <p>略</p> <p>3. 記録媒体・紙媒体の保管場所</p> <p>堺市情報セキュリティ対策基準要綱第 8 条（記録媒体の管理）に規定する「(3) 重要な情報を記録した記録媒体については、その重要度に応じて、漏洩、滅失、損傷等の防止に備えるなど適切な対策を講じた場所に保管しなければならない。」に基づき、以下の対策を行っている。</p> <p>略</p>	<p>Ⅲ 7 リスク 1 ⑤ 具体的な対策の内容</p> <p>略</p> <p>3. 記録媒体・紙媒体の保管場所</p> <p>堺市情報セキュリティ対策基準要綱 4-4②及び 5-1⑩に基づき、以下の対策を行っている。</p> <p>略</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・職員等は、記録媒体や情報が印刷された文書等について、第三者に使用されること又は情報セキュリティ管理者の許可なく情報を閲覧されることがないように容易に閲覧されない場所（施錠可能な事務所内倉庫や保管庫）へ保管している。</li> </ul>

国民健康保険に関する事務に係る  
 特定個人情報保護評価書（全項目評価書）（案）の修正内容について

該当ページ	旧	新
	<p>・職員等は、記録媒体や情報が印刷された文書等について、第三者に使用されること又は電算管理者の許可なく情報を閲覧されることがないように容易に閲覧されない場所（施錠可能な事務所内倉庫や保管庫）へ保管している。</p> <p>略</p>	略
P97	<p>Ⅲ 7 リスク1 ⑥ 具体的な対策の内容                      &lt;堺市における措置&gt;                      ○不正プログラム対策                      堺市情報セキュリティ対策基準要綱第19条（不正プログラム対策）第1項に規定する「職員等は、外部から取り入れ、又は外部へ持ち出すデータ、送受信する電子メール等については、不正プログラムチェック（当該データ等に不正プログラムが含まれているか否かを調べることをいう。）を行うなど、不正プログラムのシステムへの侵入又は外部への拡散その他不正プログラムによるシステム障害等の発生の防止に努めなければならない。」及び第19条（不正プログラム対策）第2項に規定する「電算管理者は、常時不正プログラムに関する情報収集に努め、不正プログラムチェック用の定義ファイル等は常に最新のものに保たなければならない。」に基づき、以下の対策を行っている。</p> <p>・職員等は記録媒体を使う場合、不正プログラム等の感染を防止するために、市が管理している記録媒体のみを利用している。</p> <p>・サーバー及びパソコン等の端末に、コンピュータウイルス等の不正プログラム対策ソフトウェアを常駐させている。</p> <p>・不正プログラム対策ソフトウェアを導入し、定期的に当該ソフトウェア及びパターンファイルの更新を実施し、常に最新の状態を保つ</p>	<p>Ⅲ 7 リスク1 ⑥ 具体的な対策の内容                      &lt;堺市における措置&gt;                      ○不正プログラム対策                      堺市情報セキュリティ対策基準要綱 6-4(2)及び6-4(3)に基づき、以下の対策を行っている。</p> <p>・職員等は記録媒体を使う場合、不正プログラム等の感染を防止するために、市が管理している記録媒体のみを利用している。</p> <p>・サーバー及びパソコン等の端末に、コンピュータウイルス等の不正プログラム対策ソフトウェアを常駐させている。</p> <p>・不正プログラム対策ソフトウェアを導入し、定期的に当該ソフトウェア及びパターンファイルの更新を実施し、常に最新の状態を保っている。</p> <p>削除</p> <p>略</p>

国民健康保険に関する事務に係る  
 特定個人情報保護評価書（全項目評価書）（案）の修正内容について

該当ページ	旧	新
	<p>ている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・サーバー及びパソコン等の端末に、コンピュータウイルス等の不正プログラム対策ソフトウェアを常駐させている。</li> <li>・不正プログラム対策ソフトウェアを導入し、定期的に当該ソフトウェア及びパターンファイルの更新を実施し、常に最新の状態を保っている。</li> </ul> <p>略</p>	
P97	<p>Ⅲ 7 リスク1 ⑥ 具体的な対策の内容 略</p> <p>○不正アクセス対策</p> <p>堺市情報セキュリティ対策基準要綱第17条（アクセス制御）第1項に規定する「(7) 本市の外部の組織から本市のネットワーク及び情報システムにアクセスする場合は、直接本市の内部ネットワークに接続させないこと。」に基づき、以下の対策を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・システムは、外部のインターネットと物理的に接続していない。</li> </ul> <p>堺市情報セキュリティ対策基準要綱第18条（ネットワーク及び情報システムの監視）第1項に規定する「電算管理者は、セキュリティに関する事案を検知するため、情報システムについて監視等を行わなければならない。」に基づき、以下の対策を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・電算管理者はセキュリティに関する事案を検知するため、情報システムを常時監視し、障害が起きた際にも速やかに対応できるようにしている。</li> </ul> <p>略</p>	<p>Ⅲ 7 リスク1 ⑥ 具体的な対策の内容 略</p> <p>○不正アクセス対策</p> <p>堺市情報セキュリティ対策基準要綱 6-2(2)⑦に基づき、以下の対策を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・システムは、外部のインターネットと物理的に接続していない。</li> </ul> <p>堺市情報セキュリティ対策基準要綱 7-1①に基づき、以下の対策を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・情報システム管理者はセキュリティに関する事案を検知するため、情報システムを常時監視し、障害が起きた際にも速やかに対応できるようにしている。</li> </ul> <p>略</p>

国民健康保険に関する事務に係る  
特定個人情報保護評価書（全項目評価書）（案）の修正内容について

該当ページ	旧	新
P99	<p>Ⅲ 7 リスク1 ⑩ その他の措置の内容 関係規定の整備 「データの外部持出し制限の強化」と「情報セキュリティ等のチェック体制の強化」を主な内容として、関係規定（堺市個人情報の適正管理に関する要綱、堺市情報セキュリティポリシー）を改正する。</p>	項目削除
P100	<p>Ⅳ 1 ②具体的な内容 ＜堺市における措置＞ 堺市情報セキュリティ対策基準要綱第24条（監査）第1項に規定する「情報セキュリティ監査統括責任者は、十分な専門的知識を有する者をして情報セキュリティについての監査を定期的にさせなければならない。」に基づき、以下の対応を行っている。 ・定期的に、外部の第三者（or 評価実施機関内）による監査を実施している。 略</p>	<p>Ⅳ 1 ②具体的な内容 ＜堺市における措置＞ 堺市情報セキュリティ対策基準要綱9-1に基づき、以下の対応を行っている。 ・定期的に、外部の第三者又は評価実施機関内による監査を実施している。 略</p>

【法令改正による修正】

該当ページ	旧	新
P9	<p>I 5 法令上の根拠 番号法第9条第1項 別表第一の30の項 略 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第24条 略</p>	<p>I 5 法令上の根拠 番号法第9条第1項 別表の44項 略 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第24条 略</p>
P9	<p>I 6 法令上の根拠 ＜提供の根拠＞ ・番号法第19条第8号別表第2 1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、43、46、58、62、78、80、81、87、88、93、9</p>	<p>I 6 法令上の根拠 ＜提供の根拠＞ ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令「第2条の表の項番」 2、3、6、13、16、19、27、38、42、48、56、65、69、70、83、87、115、116、125、131、137、</p>

国民健康保険に関する事務に係る  
 特定個人情報保護評価書（全項目評価書）（案）の修正内容について

該当ページ	旧	新
	5、97、106、109、120の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第10条の2、第11条の2、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第22条の2、第24条の2、第25条、第31条の2、第33条、第41条の2、第43条、第44条、第46条、第49条、第53条、第55条の2 <照会の根拠> ・番号法第19条第8号別表第242、43、44、45の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第25条、第25条の2、第26条 略	141、145、158、161、164、165、166、173の項 削除 <照会の根拠> 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令<第2条の表の項番> 69、70、71の項 削除 略
P34	II 3 ④入手に係る妥当性 【本人又は本人の代理人からの入手】 ・番号法第9条第1項別表第一に規定され、国民健康保険法施行規則で定められた届出については、個人番号を届出することが規定されている。 【他市町村等からの入手】 ・番号法第19条第8号別表第二において、住民票関係情報及び年金保険者との年金特別徴収に係る情報並びに市町村民税関係情報や医療保険給付関係情報等の授受が記載されていることから、個人番号を用いたやり取りが予定されている。 【他の医療保険者】 ・番号法第19条第8号別表第二におい	II 3 ④入手に係る妥当性 【本人又は本人の代理人からの入手】 ・番号法第9条第1項別表に規定され、国民健康保険法施行規則で定められた届出については、個人番号を届出することが規定されている。 【他市町村等からの入手】 ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令<第2条の表の項番>において、住民票関係情報及び年金保険者との年金特別徴収に係る情報並びに市町村民税関係情報や医療保険給付関係情報等の授受が記載されていることから、個人番号を用いたやり取りが予定されている。 【他の医療保険者】 ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人

国民健康保険に関する事務に係る  
特定個人情報保護評価書（全項目評価書）（案）の修正内容について

該当ページ	旧	新
	て、他の医療保険者との被保険者の資格情報や医療保険給付関係情報等の授受が記載されていることから、個人番号を用いたやり取りが予定されている。 略	情報の提供に関する命令「第2条の表の項番」において、他の医療保険者との被保険者の資格情報や医療保険給付関係情報等の授受が記載されていることから、個人番号を用いたやり取りが予定されている。 略
P34	II 3 ⑤本人への明示 略 【その他の機関からの入手】 ・番号法第19条第8号別表第二並びに主務省令で定める事務及び情報を定める命令に明示されている	II 3 ⑤本人への明示 略 【その他の機関からの入手】 ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令「第2条の表の項番」並びに主務省令で定める事務及び情報を定める命令に明示されている。
P42	II 5 提供・移転の有無 [○] 提供を行っている（31）件 略	II 5 提供・移転の有無 [○] 提供を行っている（29）件 略
P42～ P55	II 5 提供先1～31 提供先1～31における①法令上の根拠②提供先における用途③提供する情報の項目	II 5 提供先1～29 提供先1～29における①法令上の根拠②提供先における用途③提供する情報の項目について、「番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令」の反映させた記載に変更
P91	III 6 リスク1 リスクに対する措置の内容 略 （※2）番号法別表第2及び第19条第14号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。 略	III 6 リスク1 リスクに対する措置の内容 略 （※2）番号法第19条第8号及び第19条第9号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。 略

【時点等による修正】

該当ページ	旧	新
P4	I 2 システム2 ②システムの機能	I 2 システム2 ②システムの機能

国民健康保険に関する事務に係る  
特定個人情報保護評価書（全項目評価書）（案）の修正内容について

該当ページ	旧	新
	<p>略</p> <p>5. 文字管理機能</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・文字変換及び外字一元管理、外字配布を行う機能</li> </ul> <p>6. 帳票出力機能</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・共通基盤印刷専用ソフトウェア（Interstage List Creator）により印刷を行う機能</li> </ul> <p>7. 持ち出し制限機能</p> <p>：使用できる媒体を制限するとともに端末からデータを持ち出す際は上長の承認を必須とする機能。</p> <p>8. 生体認証機能</p> <p>：Windows ログイン認証前に生体（顔）による認証を行う機能。</p>	<p>略</p> <p>5. 文字管理機能</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・文字変換を行う機能</li> </ul> <p>6. 持ち出し制限機能</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・使用できる媒体を制限するとともに端末からデータを持ち出す際は上長の承認を必須とする機能</li> </ul> <p>7. 生体認証機能</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・Windows ログイン認証前に生体（顔）による認証を行う機能</li> </ul>
P5	<p>I 2 システム 3 ②システムの機能</p> <p>略</p>	<p>I 2 システム 3 ②システムの機能</p> <p>略</p> <p>6 申請管理システム機能</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・マイナポータルびったりサービスからの申請内容を受信し、各業務システムへのオンライン申請情報の連携を行う機能</li> </ul>
P83	<p>Ⅲ 3 リスク 3 リスクに対する措置の内容</p> <p>略</p> <p>2. 違反行為を行った職員に対する措置</p> <p>堺市個人情報保護条例第6章（罰則）規定及び堺市情報セキュリティ対策基準要綱第15条（侵害時の対応）第10項に規定する「市長は、職員による不正なアクセス又はその結果により、データの漏洩、破壊若しくは改ざん又はこれらを原因とするシステムダウン等により業務に深刻な影響をもたらした場合は、当該職員を懲戒処分等の対象とするものとする。」に基づき、以下の対策を行っている。</p>	<p>Ⅲ 3 リスク 3 リスクに対する措置の内容</p> <p>略</p> <p>2. 非違行為を行った職員に対する措置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・堺市職員の懲戒処分の基準に関する規則第2条に基づき、以下の対策を行っている。</li> <li>・非違行為を行ったものに対しては、非違行為の程度によっては地方公務員法による懲戒の対象としている。</li> </ul>

国民健康保険に関する事務に係る  
 特定個人情報保護評価書（全項目評価書）（案）の修正内容について

該当ページ	旧	新
	<p>・違反行為を行ったものに対しては、違反行為の程度によっては地方公務員法による懲戒の対象としている。</p>	
P101	<p>IV 2 従業者に対する教育・啓発 具体的な方法 略</p> <p>2. 違反行為を行った職員に対する措置 堺市個人情報保護条例第6章（罰則）規定及び堺市情報セキュリティ対策基準要綱第15条（侵害時の対応）第10項に規定する「市長は、職員による不正なアクセス又はその結果により、データの漏洩、破壊若しくは改ざん又はこれらを原因とするシステムダウン等により業務に深刻な影響をもたらした場合は、当該職員を懲戒処分等の対象とするものとする。」に基づき、以下の対策を行っている。</p> <p>・違反行為を行ったものに対しては、違反行為の程度によっては地方公務員法による懲戒の対象としている。</p> <p>略</p>	<p>IV 2 従業者に対する教育・啓発 具体的な方法 略</p> <p>2. 非違反行為を行った職員に対する措置 堺市職員の懲戒処分の基準に関する規則第2条に基づき、以下の対策を行っている。</p> <p>・非違反行為を行ったものに対しては、非違反行為の程度によっては地方公務員法による懲戒の対象としている。</p> <p>略</p>
P104	<p>1.基礎項目評価 ①実施日 令和5年4月1日</p>	<p>1.基礎項目評価 ①実施日 令和6年9月30日</p>
P103	<p>2.国民・住民等からの意見の徴取 ②実施日・期間 令和5年11月21日から令和5年12月20日までの30日間</p>	<p>2.国民・住民等からの意見の徴取 ②実施日・期間 令和6年7月2日から令和6年8月1日までの31日間</p>
P103	<p>3.第三者点検 ①実施日 令和6年1月19日</p>	<p>3.第三者点検 ①実施日 令和6年9月6日</p>
P103~ P104	<p>※ページ番号の修正 P103 P104</p>	<p>P104 P103</p>